宇部市中小企業者等エネルギー価格高騰対策補助金
募集要領

＜申請受付期間＞
令和８年１１月１８日（水）～ 令和９年2月２６日（金）
※当日消印有効

＜受付・問合せ先＞
宇部市 産業経済部 産業政策課
〒755-8601
宇部市常盤町一丁目７番１号
TEL　0836-34-8200

１　趣旨

エネルギー価格高騰の影響を受けている市内中小企業者等の負担軽減や経営の安定化を図るため、事業活動に使用する電気、ガス及び燃料油の燃料代を支援することを目的として、宇部市中小企業者等エネルギー価格高騰対策補助金を交付します。

２　補助対象者

以下の（１）～（３）のすべての項目を満たす者とします。

（１）次のいずれかに該当する宇部市内に事業所を有する者

ア　中小企業基本法第２条に規定する中小企業者

※中小企業基本法第２条に規定する中小企業者とは、資本金の額・常時使用する従業員数が下記の表に示す企業又は個人である。

主たる事業の業種	資本金の額・常時使用する従業員（いずれかを満たすこと）
①　製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	３億円以下　または　３００人以下
②　卸売業	１億円以下　または　１００人以下
③　サービス業	５千万円以下　または　１００人以下
④　小売業	５千万円以下　または　５０人以下

イ　医療法人又は社会福祉法人であって、常時使用する従業員の数が３００人以下であること。

ウ　中小企業者等協同組合、協業組合、協同組合等、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人であって常時使用する従業員の数が３００人以下であること。

エ　法人税法上の収益事業（法人税法施行令第５条に規定される３４事業）を行う特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人であって常時使用する従業員の数が３００人以下であること。

オ　本市に主たる事務所及び活動拠点を有する商店街組織

（２）申請時点において市内で事業を行っており、かつ、引き続き市内で事業を継続する意思を有すること。

（３）算出した補助対象経費（<u>下記３　補助金額等を参照</u>）が６万円以上であること。

【補助の対象とならない者】

ア　宇部市が賦課徴収する市税に滞納がある者

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項各号に定める風俗営業等の事業を行う者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人

エ　宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者

オ　事業実施に当たって必要な許認可その他必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者

カ　本市から競争入札参加資格者の指名停止措置を受けている者

キ　その他市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

３　補助金額等

（１）補助対象経費

令和８年１月から令和８年１０月までの任意の２か月で、市内において自らの事業活動に使用した電気、ガス及び燃料油等の料金**（消費税及び地方消費税を除く）**を合計した額の３０パーセントを補助対象経費とします。

※算出した補助対象経費が６万円（税抜）に満たない場合は対象となりません。

※原材料としての使用及び他者への販売を目的として購入したものに係る料金は対象となりません。

※宇部市内に複数の事業所がある場合は、宇部市内の事業所の使用料を合算できるものとします。
（宇部市外の事業所で使用した電気、ガス及び燃料油の料金については、対象外）

※自宅兼事務所等で自家分の電気、ガス及び燃料油の料金は対象となりません。

※事業活動で使用した電気、ガス及び燃料油の料金のうち、利用者等からその料金を徴収している場合、当該徴収した電気、ガス及び燃料油の料金相当額については対象となりません。

ア）算出方法：任意の２か月の電気、ガス及び燃料油の料金の合計（**税抜**）×０．３

（２）補助金額

ア）算　出　方　法：（１）で算出した補助対象経費×１／２（補助率）

イ）補 助 限 度 額：**上限：５０万円　下限：３万円　※千円未満切り捨て**

ウ）補　助　回　数：１回（令和８年１１月１８日（水）から令和９年２月２６日（金）までの間で）

※同一の中小企業者等による複数回の申請はできません。

※法人の場合は法人単位の申請とし、法人全体で１回限り申請できるものとします。

※過去に実施した宇部市中小企業者等エネルギー価格高騰緊急対策補助金の交付を受けていても申請可能です。

＜補助対象経費及び補助金額の計算の例＞

○対象月

[電気]令和８年７月・令和８年８月を選択

[ガス]令和８年１月・令和８年３月を選択

[燃料]令和８年９月・令和８年10月を選択

○使用料金：202,000 円（**税抜**）

[電気]（ 令和８年７月）42,000 円・（ 令和８年 ８月）50,000 円

[ガス]（ 令和８年１月）30,000 円・（ 令和８年 ３月）40,000 円

[燃料]（ 令和８年９月）20,000 円・（ 令和８年10月）20,000 円

合計額　202,000 円（**税抜**）

★補助対象経費（合計額の 30 パーセントが６万円以上であることが交付要件）

202,000 円×0.3＝60,600 円　≧　60,000 円

★補助金額（補助対象経費の 1/2　※上限 50 万円　※下限３万円　※千円未満切り捨て）

60,600 円×0.5＝30,300 円　⇒　30,000 円　≦　500,000 円

４　提出書類

（１）宇部市中小企業者等エネルギー価格高騰対策補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）

（２）補助対象経費の内容及び支払いを証する書類の写し**※下記の例を参照**

（３）履歴事項全部証明書（法人の場合）※発行日から６月以内のもの

（４）本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し（個人の場合）

（５）直近の**受付済**確定申告書類の写し（電子申告の場合は受信履歴がわかるもの）

※開業間もない場合は開業届の写し等事業実態が確認できる書類

確定申告書別表一　（法人の場合）

確定申告書Ｂ第一表（個人の場合）

（６）宇部市が賦課徴収する市税に滞納がないことの証明書　※発行日から３月以内のもの

※「証明日現在、市税に滞納がないことを証明します。」と記載がある宇部市が発行した納税証明書又はその写し

（７）その他市が必要とする書類

※申請書様式等については、宇部市ウェブサイトからダウンロードできます。

【（２）補助対象経費の内容及び支払いを証する書類の写しの例】

１．補助対象経費の内容が分かる書類 **（申請者名、使用場所、使用期間、請求額の記載があること）**

・請求書（ウェブ内の画面の写し可）、検針票、使用料のお知らせ など

２．補助対象経費の支払いを証する書類 **（申請者名、支払先、支払日、支払額の記載があること）**

・現金払いの場合　⇒　領収書

・口座振込の場合　⇒　振込明細書　※インターネットバンキングの帳票出力でも可

・口座振替の場合　⇒　口座通帳（表紙及び該当の記帳箇所）

・クレジットカード払いの場合　⇒　利用明細書及びその引落が確認できるもの（口座通帳（表紙及び該当の記帳箇所）など）

【提出方法】

「対象月」、「種別（電気、ガス、燃料油）」ごとにＡ４用紙で提出すること。電子申請の場合は、PDF もしくは JPEG ファイルを添付すること。ただし、補助対象経費の総額が税抜１００万円を超える場合は、１００万円を超えた部分については提出不要。

【注意事項（必ず確認のこと）】

＜電気・ガス＞

・地番の記載がない場合、使用している建物の写真を提出するか、別紙「支払証明書」に自署をし、提出すること。

・使用期間が月をまたいでいる場合は、またがっている 2 月を比較し、使用日数の多い月を対象月とする。
例）使用期間が 7 月 15 日～8 月 15 日 の場合、7 月は 15 日～31 日までの 17 日間、8 月は 1 日～15 日までの 15 日間なので 7 月が対象月となる。

＜燃料油＞

・購入した油種の記載があること。

・「アドブルー」「洗車」等、燃料油購入と直接関係のない費用は対象外です。

・現金払い等で領収書に宛名がないものは、別紙「支払証明書」に自署して提出すること。

・軽油引取税は補助対象経費に含めて差し支えない。ただし、消費税は対象外です。

・月締め請求書等により一括支払をしている場合は、選択した対象月内の購入分以外は補助対象経費に含めることができない。

※マーカーで該当箇所を明示する等、迅速な書類審査にご協力をお願いします。

※その他の注意事項については、別紙 Q&A＜２．補助金額等について＞を確認のこと。

５　申請受付期間

令和８年１１月１８日（水）から令和９年２月２６日（金）まで（郵送の場合は当日消印有効）

６　申請方法

電子申請、郵送又は窓口持参により申請してください。

（１）電子申請

LOGO フォームから、必要事項を入力のうえ、必要書類を添付して申請してください。

https://logoform.jp/form/yuJH/1893187

（２）郵送申請

提出書類を下記宛先へ郵送してください。

〒７５５－８６０１

宇部市常盤町一丁目７番１号

宇部市産業政策課　あて

（３）窓口申請

宇部市産業政策課（宇部市役所　本庁舎４階）

７　事業に役立つ情報の受信・経営診断のご案内（任意）

宇部市では、市内事業者の皆様に必要な支援情報を迅速にお届けするとともに、今後の中小企業支援施策をより充実させるため、次の登録及びアンケートへの回答をお願いしています。

いずれも無料で、スマートフォンやパソコンから短時間でご利用いただけます。

次の(1)～(3)への登録・回答は任意であり、本補助金の交付要件ではありません。登録・回答の有無やその内容が、本補助金の審査、交付の可否又は補助金額に影響することは一切ありません。

	内　容	所要時間	メリット
（１）	**「うべ企業情報ナビ」**への登録	約３分	補助金、融資、セミナーなどの支援情報をメールで受け取れます
（２）	**「宇部市公式 LINE（事業者向け）」**の友だち追加	約３分	市からの最新情報をスマートフォンで確認できます
（３）	**「経営健康診断アンケート」**への回答	約１０分	自社の経営状況や課題を整理でき、フィードバックを受け取れます

（1）「うべ企業情報ナビ」への登録

ア　概要

ご登録いただいた事業者の皆様に、補助金、融資、経営相談、セミナーなどの支援情報をメールでお届けします。設備投資、人材確保、販路開拓、事業承継などに関する情報も随時ご案内します。支援制度の情報収集にぜひお役立てください。

イ　登録方法

電子申請の方

「6 申請方法 (1)電子申請」の LOGO フォーム内で、登録に必要な事項を入力してください。

郵送・窓口申請の方

次の専用フォーム又は２次元コードから登録してください。

https://logoform.jp/form/yuJH/1887094

（２）「宇部市公式 LINE（事業者向け）」の友だち追加

ア　概要

補助制度、融資、経営相談、セミナーなど、市内事業者向けの最新情報を LINE でお届けします。普段お使いのスマートフォンで、市の支援情報を手軽に入手できます。（令和９年２月から配信開始予定）

イ　登録方法

手順１：次の URL 又は２次元コードから友だち追加し、受信設定を行う。

URL：https://lin.ee/QURz7JK　　２次元コード▶

手順２：トーク画面上で『事業者』と入力して送信する。

届いたメッセージの案内に沿って事業者向けの設定を行う。

①　リッチメニューの左下を選択　　②トーク画面に入力



※既に宇部市公式 LINE を友だち追加している方は、手順２から設定してください。

（３）「経営健康診断アンケート」への回答

ア　概要

売上、人材、資金繰り、設備投資、事業承継などに関する選択式の設問に回答することで、自社の経営状況や課題を振り返ることができます。

回答後は、回答内容に応じた「経営健康診断フィードバックシート」をお渡しします。今後の経営改善や支援制度の活用を検討する際にお役立てください。

また、回答内容は、個別の事業者が特定されないよう集計・分析し、今後の中小企業支援施策を検討するための基礎資料として活用します。

イ　手続き方法

以下の URL 又は２次元コードからご回答ください。

https://forms.cloud.microsoft/r/dyU3qTJFaj

【個人情報等の取扱い】

（１）及び（３）で取得した情報は、次の目的に必要な範囲で使用します。

・市内中小企業者等に対する支援情報の提供
・中小企業支援施策の企画及び実施
・アンケート結果の集計及び分析
・フィードバックシートの作成及び提供

取得した情報は、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく上記の目的以外に使用し、又は第三者に提供することはありません。

８　審査

申請書の記載内容、添付書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、指定の口座への振込を行います。

※審査終了後、補助金を指定の金融機関の口座へ振り込みます（申請内容に不備がなければ３週間程度)。

※補助金の交付決定の通知は、口座振込による通帳記載に代えさせていただきます。

※申請内容を審査した結果、補助金を交付することが適当でないと認められるときは不交付決定通知書を送付します。不交付となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用等については、申請者の負担となりますのでご了承ください。

９　留意事項（必ずお読みください）

（１）補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を求めます。

（２）申請内容に不備があり、宇部市が指定した期限までに不備を解消できない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

（３）本申請に係る書類一式については、事業終了後５年間は保管してください。

１０　問合せ先

〒７５５-８６０１　宇部市常盤町一丁目７番１号

宇部市　産業経済部　産業政策課

TEL　０８３６－３４－８２００　FAX　０８３６－２２－６０１３

メールアドレス　sengen@city.ube.yamaguchi.jp